

アジア局長 *(印)*  
 前田参事官 *(印)*  
 中江参事官 *(印)*  
 北東アジア課長 *(印)*  
 主席事務官 *(印)*  
 法規課長 *(印)*  
 技術協力課長 *(印)*  
 技術協力課長 *(印)*  
 政策課長 *(印)*  
 技術協力課長 *(印)*  
 技術協力課長 *(印)*

原爆被爆 韓国人 救済 問題

昭47.10.28

北東アジア課

1. 10月28日 厚生省企画課 佐久木事務官 (北東アジア課 六条 衛藤)

来訪、原爆被爆 <sup>在韓</sup> 韓国人 救済 問題  
 に 関し、厚生省の 考え方を 述べた

も、技術協力、実態調査等について  
 当省 ~~の~~ 協力を 要越 越した

2. 先ず 佐久木事務官は 厚生省 としては

22  
21  
20

人道上の問題であるので、本件解決

のため前向きに検討する考えであり、  
具体的には、

- (1) 医師の受入れ研修
- (2) への派遣
- (3) 被爆者の日本での治療等その他

等と考えている(1,2とも重視している)

と、実施に当たっては外務省<sup>厚生</sup>

省の協力が望ましいと述べた。

次いで佐々木事務官は、本件は在韓  
の韓国人の救済問題であるので、

韓国政府からの要請を待って検討す

ることとし、ついでにはわが方が上記(1)(2)  
(韓国政府からの要請あり)

等の協力を検討する用意がある旨

韓国政府に非公式でも伝達ありたいと述べ、

以上、本件救済問題検討に当たって  
被爆者の韓国における実情を調査

する必要があるとして、外交ルートを通じての  
調査を依頼したい。

(a) 在韓被爆者の概数

(b) 治療の実情 (原爆専門医療機関の

有無、専門医師の有無、受療の実態)

(c) 政府による被爆者対策、その内容  
韓国

3 これに対して、当方より、厚生省の考え方の  
賛成であり、できるだけ協力することとした

OTCAを通じて

いかに、医師の受入れ、~~等~~等について

予算の制約もあるので、韓国政府から

(他の経協問題があるので)

優先度の高い要請がなければ検討する

ことと存した述べ、厚生省 独自の予等

により医師の派遣、受入れ等検討願  
いとの要請しておいた。

4 つには 在京韓国大使館に拜して、  
韓国政府により要請がなれば 医療協力

と検討する考えがある旨非公式に伝えた  
と云、韓国における被爆者の実態の

調査を要請するに止めた。

5 存お 厚生省によれば、アフリカ等も被  
爆者があったが、推定 20,000 名にも達した

韓国在住韓国人被爆者の問題も最  
初の検討したことのことである。

6 日韓請求権協定第2条により 両国間  
(及び国民)間の請求権に関する問題

外務省大使館

は解決済みとなっている。

したがって、条約上 韓国は 曲がりなりに

対して 本件の解決を要求する 権利は存在  
しないので、 原爆被災者救済問題は

人道上の問題として 扱う ことになった。